

近代地主酒造業の形成と展開

—本格焼酎業地域からの視点(1)—

八久保 厚志（神奈川大学人間科学部）

- I 問題の所在
- II 地主酒造業の生産構造と酒造業参入形態
- III 近代地主制と本格焼酎業

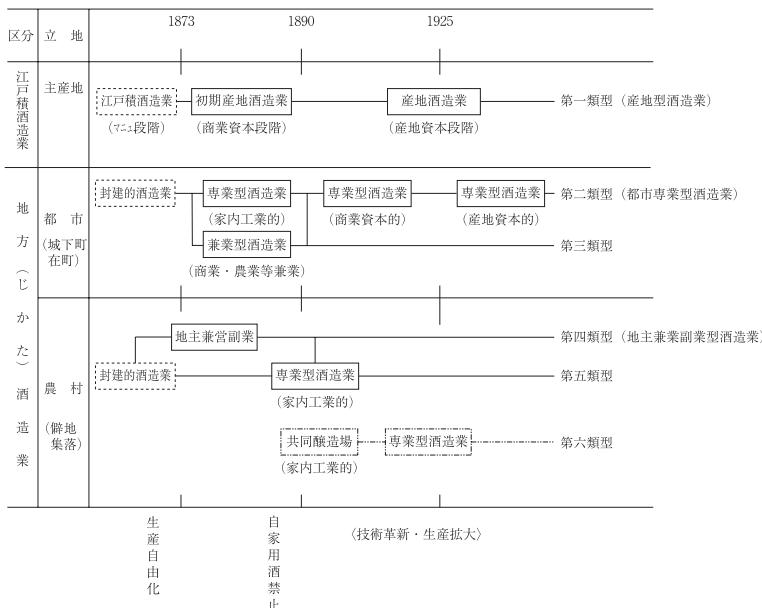
I 問題の所在

近代における酒造業とそれ以前の酒造業の本質的な違いは、その量的拡大ととらえることができる。明治政府の酒造政策は、明治初期に生産の自由化をてこに広範囲に酒造業を展開させ、明治30年代初期までに自家用酒生産を禁止することで市場を酒造業者に開放させた。この二つの契機によって、一時2万を越す酒造業者は徐々に淘汰され、自家用酒生産の代替形態としての集落内での共同醸造場が多数創業した明治32年を境に減少していった。これらの酒造政策の目的は、酒造業から生み出される租税の増徴と安定的な徵収にあった。この過程で重要なことは、この政策によって、酒造業者が分化し、多様な類型を生み出すとなったことである。また、このことは、多様化した類型の酒造業者が市場での競合を進ませることになったが、むしろ類型ごとに市場の分割進み、各の類型の存立基盤となって行ったことがより重要な点である。

同時に、以上のような酒造政策は、地域の特殊性によってより多様な

酒造業を生成させることになった。特に、生産酒類の違いは、生産地域の生産条件のみならず、社会・経済的諸構造に根ざした酒造を生成させる要因となった。しかしながら、これまで生産酒類の異なりによる酒造業の展開過程の詳細を詳かにした研究はみられないといってよい。本稿は、以上のような近代になって生成された酒造業（以下便宜的に近代酒造業と呼ぶ）の展開における資本類型、生産酒類の違いと生産地域の社会・経済構造などの連関について考察する。以下、最初に酒類の概要を示した後、対象とする時期を代表する社会変動要因として近代地主制との関わりの中で「地主酒造業」について、これまで触れられることの少なかった本格焼酎業地域の状況から上述の課題を検討する。具体的な研究対象地域は、清酒業同様その主原料が米である焼酎生産が現在でも継続している熊本県球磨産地（人吉市、球磨郡）とする。熊本県は県内に明瞭な清酒生産地域と本格焼酎生産地域が形成されており（八久保1986）、両地域の異同を示すことができる事が大きな理由である。

まず酒造りの全体を詳述しておかねばならないが、それは紙幅の関係で困難である。ここでは、基本的な酒造りの分類を述べる。まず酒類は、発酵技術の違いにより醸造酒と蒸留酒に分けられる。醸造酒は、糖化した原料を発酵させ、その後濾過、搾取したものと、そのままのものがある。前者は「日本酒」の中では清酒であり、後者は「濁酒：どぶろく」である。蒸留酒は、糖化発酵した醪を単式蒸留機で蒸留したものである。日本では、本格焼酎（醪取焼酎、粕取焼酎）と呼ばれ、主原料の違いにより米焼酎、麦焼酎、甘藷焼酎（イモ焼酎）等に分けられる。沖縄の泡盛も基本的にはこの部類に入る。酒精式焼酎（酒精）は明治末期頃より糖化発酵した醪を連続式蒸留機で98%程度まで濃縮したアルコールに加水し20~30度程度に希釀した焼酎で、新式焼酎と呼ばれる。日露戦後の酒精の利用として認められた酒類である。



注) 産地は主に灘五郷江戸横濱酒造業、都市は城下町、在町、産地の江戸横以外等を含む。

図1 近代酒造業における経営形態の発達段階による類型

次に酒造業の基本的な類型を述べる（図1）。酒造業は近世来、作得米の利用という側面から大地主の副業として広く農村において展開した一類型を成立させた。藤原隆男はこの類型の酒造業を「地主兼営副業型」と定置した。近代において、この類型の酒造業（以下地主型と呼ぶ）は、地租改正による自作農の広範な出現とともに活発化した。この段階において近世来の大地主による酒造業と、近代において解放された中層の小作地を持つ地主によって経営されるようになった酒造業が、同じく「地主酒造業（地主型）」範疇とされてきた。筆者は両者を一括的に扱うこれまでの地主酒造業概念に疑問を持つものである。その理由は以下の通りである。

まず、近世来、酒造業経営を続けている現存の酒造業者の出自を調査

した結果、地主型酒造業者の中に近世の地主が酒造業を始めた場合と、商業などを出自とする酒造業者が、後に土地集積を進め、地主化した場合があること、つまり、地主型にもその（出自）の違いがあることである（八久保 1984）。

つぎに、近代に創業した酒造業者が土地集積を必然化したのは「納稅保証制度」の創設によるものであることが桜井（1980）によって指摘されており、地主型でも酒造目的での土地集積の必然は制度前は少なかったのである。桜井はこの間の酒造業者の土地集積の実態を明らかにしているが詳細は詳らかではない。このように「地主型」はその発生史的にいくつかの異った類型が予測されるのである。

本来、商業資本的な性格を有してきた近代酒造業は、全体として土地集積という農業資本としての資本行動は少なかったのであり、むしろこの点で地主＝酒造業者図式は農業資本＝商業資本という、両者の共生という図式となる。近代になって、農村における手作り小地主は土地集積過程で小作持ちの地主に成長し、拡大した農業経営安定のために酒造業を副業化したとする桜井の見解は受容できよう。したがって、小地主の酒造業参入の目的（動機）は商品経済の進展の中で、小作農への酒類の供給をてこに地主小作関係の強化を図という、本来、市場拡大を必要としない酒造業経営に特徴があると思われる。かつ、小作米を商品化し小作を幾重にも搾取するという構造を形成したのである。

また、集落内における大地主による酒造が社会的ステータスを持ってきたことも手作り地主出自の地主酒造業創設を活発化させる契機にもなったと考えられる。そのため、近世来の大地主から手作り地主や中層の近代地主にその担い手が変わってきたものと考えられる。つまり、近代地主の主要部分である小地主による農業経営補完構造の一装置として酒造業が兼業形態として位置づけられるという視点で近代地主制と酒造業

の関連は再構築されねばならないのである。重要なことはこの文脈において、地理学的な疑問として、酒造業と地主の関連は地域的に相当異なった姿を示しているが従来の研究ではこの点等閑視されてきたことである。

すなわち、水田単作地域、綿作地域、養蚕地域においては異なった酒造業が展開しているのが知られており（藤田 1955）、酒造業は、農村の社会・経済構造と密接に関連してきた。したがって、本稿の目的は、近代地主制の成立と展開の中で地域構造の異同、その連関に着目し、近代酒造業の地域性を地主酒造業を指標に明らかにすることである。近代酒造業の形成と展開において、まさにこの点に詳らかにすべき事柄が多く残されているのである。

II 地主酒造業の生産構造と酒造業参入形態

いま少し、参入形態と生産構造を整理しておこう。地租改正による自作農の近代的成立とその動向は、農村における社会構造に変更を与えた。名主・庄屋層を中心とした農村の社会構造は自立しつつあったが、全体としては自作農の出現によって多核心的な農村構造への移行を進めつつあった。ただ実際は多くの棄民の発生や没落自作農の再小作化をも進め、一部地主への土地集積を進展させた。多くの自立した小地主も自らの農業成長と小作地の獲得という土地集積を進め始めていた。明治中期にいたり、酒税が近代化と戦費調達のための簡便な徵税部門として重要視され始めると、地租とともに農村内、とりわけ地主小作関係において小作同様地主酒造業にも二重の租税負担となっていましたのである。このような条件の下でも地主酒造業は発生史的には増加を遂げるるのである。この点で、次の自家用酒禁止政策は税の增收策であると同時に地主酒造業に

副業（兼業）としての継続か、酒造業の専業化への変更かを求めるものであり、実際、この契機が酒造業の専業化＝産業化（資本化）の移行を進めることになった。

これらの地主は、旧来の地主と異なり、その経営資源も資本蓄積も脆弱であり、地域的には付加価値性の高い商品作物生産へ特化する傾向も大きかった。一方、水田単作地域では米の高付加価値化がより求められた。その結果、同地域での酒造業が副業として参入が図られた。綿作や蚕糸業地域と異なる副業地域となったのであり、藤田五郎も両者が根本的な小地主の形態と同質のものであったとみている（藤田 1955）。

近代地主制における副業として都合がよかつたのは、歴史的に農村において酒造りはステータスであり、小作や集落内で大部分が消費されるといった市場を包含していたからである。したがって、市場拡大は当面必要がなく、収支は小作米の数量と市場に規定されることになる。この局地市場存在の有利性は、域外市場の成長が盛んであった都市酒造業資本の酒造業経営と極めて異なった点である（井上 1952 長倉 1956 1961 八久保 1996）。

この点、地主が問屋化して小作を搾取した地域と異なり、市場分割、市場の安定性が基本的な立地政策（立地基準）という酒造業政策によってその存立が制度的に保護されてきたことが酒造業参入・経営のうまみとして地主に認識され、多くの新規創業をみた要因といえる。とはいっても、明治十年代には、総花的な酒造業育成路線が変更され、酒税の増徴と効率的な収税形態構築政策の下で、その成長が抑制されることになった。この間の酒造業者の動向については山田、柚木は、酒造業の育成と地主制の補完装置化というより、灘など遠隔地酒造産地との対立という図式で捉えられている（山田 1959 柚木 1962）。一方、藤原は、同時期を政府、市町村、酒造組合による三位一体的な酒造体制形成期と位置づ

け、政府の役割を重視している見解があり、多様である（藤原 1988）。このような見方のことなりは、近代酒造業資本の未整理によるものと考えられる。すなわち、前述のとおり近代、とりわけ明治四年の生産の解放、明治三十年代初頭の自家用酒の生産・飲用の禁止政策によって、酒造がともかくも、商品生産業として完成する中で、小作料の支払いについても現物納のほかにも酒の年間飲用分を徴収（支払う）されることになった。したがって、酒質の向上などによって地域市場を獲得し、酒造業を専業化する必要が当面なく、旧来の生産技術と慣行での酒造業を踏襲するという性格のものとなっていました。酒質の向上という資本行動は活発でなく、商品としての流通だけでなく、小作対策の一「商品」として使われたとも言えよう。

このような過程をとおして、酒造業、特に地主酒造業の新規創業は広く全国で見られることとなった故に、その創業時の一般的な性格を継続する中での飛躍は少く（八久保 1996）、一括して地主酒造業、都市酒造業は捉えられないである。

以上の近代酒造業の生産形態を類型化すると表1のとおりである。類型化の指標として、立地区分と生産形態をとりあげた。立地上の遠隔地酒造業としての産地酒造業、具体的には灘、明治期に台頭する伏見産地を先行産地ととらえるある。次に地方（じかた）酒造業である。地方酒造業はまた、湯沢、会津若松、西条など新興産地が展開する在町、城下町の酒造業者、広く農村に形成された地主兼営副業型酒造業、自家用酒禁止後的小集落内での共同醸造場に細分できる。また、生産形態を示す指標として立地形態の他に出自、市場、経営形態、原材料の入手方法、生産構造、技術、労働力、市場拡大（指向）をおいた。

論旨を地主と小作関係に戻すと、次の疑問は、その消長である。次章で熊本県における酒造業について検討するが、まず、代表的な近代地主

表1 近代酒造業の基本的な生態形態

区分	江戸=東京積み酒造業(先行産地)	地方(じかた)酒造業		
		新興産地	地主兼営	共同醸造場
立地	灘、伏見、西条等	在町、城下町	農村	僻地集落
出自	封建酒造業者	地主、商人、金融 封建酒造業者	地主	自家醸造者
主要市場	江戸積、大都市	町内、地域内(領域内)	農村、小作人、村内	集落内
生産形態	専業	専・副業混在	副業的	季節的
原料米	買米主、小作米従	買米・小作米混在	小作米	持ち寄り原料
生産構造	企業的、同族的	商業的(家業)	自給的	自給
技術	著名杜氏、学理的 秘伝	杜氏、家主、家伝 秘伝	土産的、地元杜氏 家主	土産的
労働力	蔵子集団、	家人、蔵子集団	小作人、家人	集落共同体
市場拡大指向	積極的大陸的市場	保守的 地域市場	消極的 局地市場	自家消費用

酒造業が展開した地域として秋田県の酒造業について検討し、そのうえで、本格焼酎業地域との異同を考察する。

III 近代地主制と本格焼酎業

1. 秋田県における酒造業の展開

近代前の秋田県の酒造業は、秋田周辺と湯沢周辺地域において地主によって生産されてきた。酒造業の主要な立地因子である米、水、労働力は揃っていたが、技術力の差は先行する産地とは対抗できない状態であった。そのため山形の大山酒造業の進出をみたところであった。したがって、秋田城下では他国酒、農村では地主酒造業が局地市場をよりどころに成立していた。秋田県、とりわけ湯沢地域が東京市場において、灘

などに対抗する新興の産地となるのは明治後期のことである。その要因として藤原は酒質の改良を（藤原 1986）、山中は県外出荷体制の構築に求めている（山中 1979）。いづれにしても、酒質改良、市場獲得といった資本行動に移行していったのは旧来の地主酒造業者は少く、近代になって形成された酒造業者が主要な部分であった。ただし、湯沢産地は明治末には地方酒造産地としては飛躍する。この過程において地主酒造業はどの様に展開したかの解明は重要である。

地主における作得米の商品化は、岡光夫（岡 1955）によって示されるように農家経済上の大きな割合を占めている。米の商品化は商業資本によってその利潤の一部が搾取されるものであり、この点においても、その経済的動機の中でも家計内でも酒造業参入はその有利性が認められてきたのである。

2. 球磨産地の形成

球磨郡における酒類生産の基本的な構造については、筆者は旧細川藩領域での清酒生産との比較で整理した（八久保 1986）。そこでは、球磨郡では清酒生産より焼酎生産が江戸初期から広範に生産されてきたことを示し、熊本県内で清酒生産地域と異なる明瞭な焼酎生産地域が形成されてきたことを確認した。

清酒と焼酎の生産構造上の違いを整理すると、清酒は季節的な生産であり、副産物としての粕取焼酎も季節的な生産であった。資本回収は通念を通して行われていたものの、農村市場とくに小作からの回収は、年一回の現物納入後に精算されていた。また、産業化した資本は、熊本市周辺に限られており、多くは地主兼営副業型の酒造資本であった。そのため、熊本県では、県北部（菊池・玉名市周辺）、中央部（熊本市、宇土市周辺）、東北部（阿蘇郡全域）に生産集中地域が形成された。対し

て焼酎生産地域は粕取焼酎が清酒資本の副業として県中北部で集中し、米製の本格焼酎が、県南部（人吉・球磨）地域に独自に集中地域が形成された。明治期は兼業形態が多かったが大正以降、専業化が進んだ。生産規模は一般に清酒よりも小さい。酒類別の生産設備について付言すると、「球磨焼酎製造業ノ設備ハ約百石ヲ製造スル普通ノモノニアリテハ釜場、仕込場、麹室、蒸留場、倉庫等ニ約百坪ノ建物ト精米機、水上機、麹容器、発酵容器、蒸留器具機械トヲ必要」として、これらの設備に約「一萬五千圓」が必要とされた。これに対し、清酒生産には上記の他、「仕込倉庫付□取場、貯蔵倉庫、精米場付米倉、桶乾シ場」等などが必要であった。設備の面からも清酒生産は、焼酎生産よりも参入障壁が大きいことが分かる。また、清酒生産は冬季のみの季節生産であり、労働費の支出が一時期に集中し、その支払いの準備は焼酎よりも大きかったのである。

以上のような酒造を巡る生産構造の違いは、自然条件を越える社会経済的要因が重要であると考えられる。とりわけ、農産加工品としての酒類の生産は、その原料を供給する農業部門との連関が大きいものと考えられる。次に、熊本県における清酒業地域と本格焼酎業地域の酒造資本の性格と農業構造について整理する。

(1). 酒造資本の創業とその性格

上述の課題に接近するために、酒造資本の創業時における性格に注目する。まず、熊本県における清酒業地域の創業時期、資本分類、生産酒類などを整理した（図2、表2、3）。全体としてこれまで述べてきた清酒業地域の状況と同様な動きと、構成をなしているものと思われる。これに対してつぎに県南部の本格焼酎業地域について整理する。1990年代の現地調査（八久保 1996）と文献資料で確認できた酒造業者の創業時期をみると（図3）、明治前が21.7%、明治10年代まで8.7%、同20

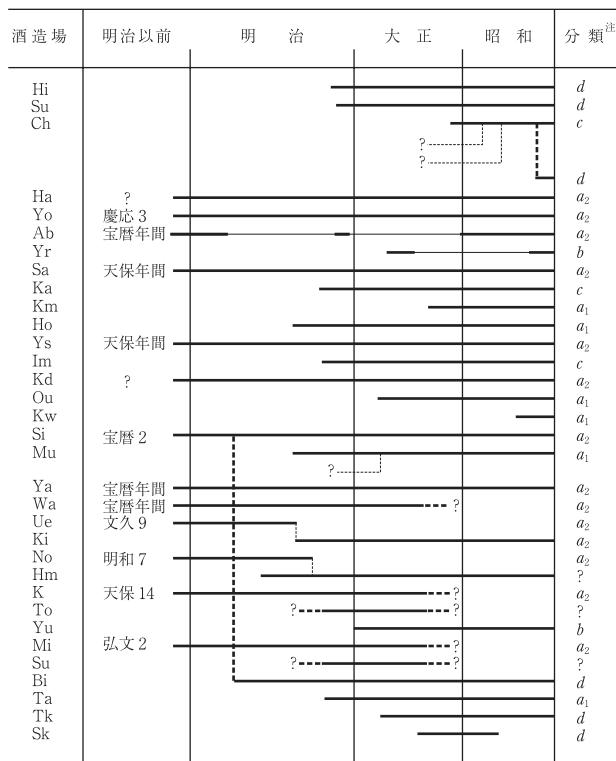


図2 清酒業者の創業・展開と資本分類

資料) 聞きとり及び熊本県(1923)より作成

注) 分類については、1868-1871年頃を起点にその前職を示した。詳細は本文参照。

年代 17.4%、同 30 年代 17.4%、同 40 年代 8.7%、大正期から昭和 10 年代まで 8.7% である。このように自家用酒が禁止された明治後半以降とそれ以前がほぼ拮抗していることが分かる。図中の「分類」は、主に酒造業者での聞きとりと文献資料により、明治初期（1868～1871：明治維新から「清酒濁酒醤油鑑札取与並ニ取税方法規則」発布）頃を起点とした前職によって分類して示した。これらによると、封建酒造業（a2）21.7%、農業（地主）（a1）34.8%、商業（b）13.0%、杜氏（c）13.0%、

表2 大正10(1910)年の清酒業者の概要(1)

No.	地域	酒別				創業年次	生産高	分類
		清酒	焼酎	濁酒	その他			
1	熊本市	*				M. 42	483	
2		*	*				632	a
3		*					1,724	
4		*					1,701	
5		*	*				1,506	d
6	飽託郡	*	*			Ki. 3	3,192	a
7		*					602	
8		*					1,672	
9	宇土	*	*			Te	427	a
10		*					385	
11	玉名	*				M. 35 132	693	
12		*					1,613	
13		*					1,426	
14		*					298	
15		*					409	
16		*	*				315	c
17		*					599	
18		*					83	
19		*						
20	鹿本	*	*			M. 29	980	b
21		*					302	
22		*					286	
23		*	*			T. 9	1,102	a
24		*					364	
25		*	*			Te	830	a
26		*					110	
27		*					301	
28		*					159	
29		*					99	
30		*					452	
31	菊池	*				M. 36	779	
32		*	*				711	c
33		*					366	
34		*					294	
35		*	*			M. 28	1,130	?
36		*					735	
37		*					183	
38		*	*				531	a
39	阿蘇	*					428	
40		*					217	
41		*					115	
42		*					173	
43		*					302	
44		*				T. 3	224	
45		*	*				265	a
46		*					360	
47		*	*			M. 30	783	a
48		*					329	
49		*					257	
50		*					497	

表3 大正10(1910)年の清酒業者の概要(II)

No.	地域	酒別				創業年次	生産高	分類
		清酒	焼酎	濁酒	その他			
51	阿蘇	*				Ho.	370	
52		*					194	
53		*					259	
54		*					107	
55		*	*				707	a
56		*					304	
57		*					298	
58		*					141	
59		*					821	
60		*					478	
61		*					469	
62		*					103	
63		*					281	
64		*					258	
65	上益城	*				Bu. 9	1,120	
66		*					914	
67		*					1,261	
68		*					949	
69		*					344	
70		*					235	
71		*	*				621	a
72		*					1,139	
73		*					325	
74		*					451	
75	Te. 14	*				T. 1	394	
76		*					888	b
77		*					980	
78		*					753	
79		*	*				494	
80		*					714	
81		*					302	
82		*					147	
83		*	*				571	a
84		*					460	
85	Ko. 2	*	*			Ko. 2	360	a
86		*	*				409	a
87		*					182	
88		*					307	
89		*					137	
90	Ho. 2	*				Ho. 2	351	
91		*					566	
92		*					144	
93		*					817	
94		*					251	
95		*	*				1,047	a
96		*	*				1,403	d
97		*					820	
98		*	*				438	a
99		*					611	
100		*					126	
101	葦北	*				T. 37	295	
102		*	*				331	d

資料) 聞きとり及び熊本県 (1970)。

103	*					109
104	*					214
105	*					108
106	*					121
107	天	*				260
108		*				112
109	草	*				241
110		*				336
111		*				335
112		*				557
113		*				637

資料) 聞きとり及び熊本県 (1923)。

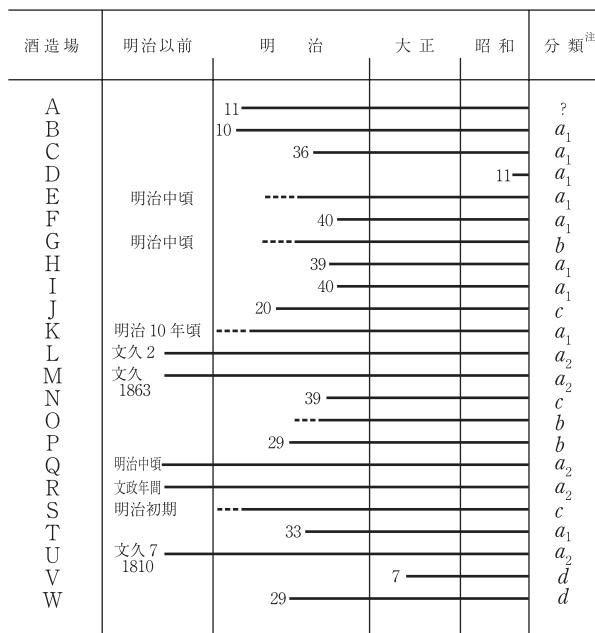


図 3 球磨産地の本格焼酎業者の創業・展開と資本分類

資料) 聞きとりにより作成。

注) 分類については、1868-1871 年頃を起点にその前職を示した。詳細は本文参照。

その他（役人等）(d) 8.7% であった。また、これらのほとんどが農地を保有していたとされ、原料となる米穀の大半は小作米でまかなうことことができたと言われている。また、「納税保証制度」の確立（八久保 1986）もまた、酒造業者の土地所有を推進した。酒税の保証は、徵税対

象者として生産者を定置し、生産段階で課税するという「造石税」方式であり、消費者ではなく生産者に求められたためである。

結果として創業時期と資本の性格を創業時期と地域条件でまとめれば、創業時期は、個別の酒造場の存在形態や地域条件によって異なっているといえる。すなわち、自家用酒禁止前の酒造業は、主に「入立茶屋」(八久保 1986) や商業者の兼業形態での生産継続・創業であったが、それ以後の酒造場の創業は、地主の小作米利用目的での生産や、自家用酒生産者や集落での共同生産が酒造業者として創業することになった。この点、旧稿 (八久保 1984) で示したように、自家用酒の禁止政策は、農村部において酒造業創業の大きな契機となったが、本格焼酎地域では清酒業地域よりも重要であったことが示されるといえる。

〔注記〕紙幅の関係で次項以下は次号にて論述する。

文献

- 井上洋一郎 (1952) 伏見酒造業の発達 経済論叢 (京都大学) 69-3/4。
- 稻垣真美 (1985) 「現代の焼酎」岩波書店。
- 岡光夫 (1955) 地主酒造マニファクチャーリー地主経営の構造— 社会科学 vol. 1 No. 1
- 熊本県 (1923) 「商工業調査資料」清酒 熊本県。
- 熊本県 (1969) 「球磨焼酎産地診断報告書」熊本県。
- 桜井宏年 (1980) 「清酒業の歴史と産業組織の研究」中央公論事業部。
- 新保博 (1962) 清酒醸造業の発達—灘酒造業を中心として—押川一郎他編、「中小工業の発達」東洋経済新報社。
- 長倉保 (1961) 明治十年代における酒造業の動向—酒屋会議をめぐって—歴史評論 126。
- 長倉保 (1956) 西撰灘における地主=酒造資本の形成 ヒストリア 16。
- 藤田五郎 (1955) 「近代産業の形成」東洋経済新報社。
- 藤原隆男 (1988) 「再編期における酒造業経営の展開」東敏雄・丹野清秋『近代日本社会発展史論』ペリカン社、134-135。
- 藤原隆男 (1976) 「初期帝国議会下の酒屋会議」岩手大学教育学部研究年報、36。

- 藤原隆男（1978）「1880 年代における酒造改良運動の展開とその性格」岩手大学教育学部研究年報 34。
- 藤原隆男（1983）「明治末期における酒造体制」岩手大学研究年報（経済学）44-4。
- 山田昭次（1959）酒屋会議—その階層的基盤—中苑 20-1。
- 山田昭次（1961）明治 10 年代における明治政権と酒造業者の動向—酒屋会議小論—歴史評論 135。
- 榎木学（1962）明治前期における酒造業の展開と酒屋会議—酒造経営を中心として—経済論究。（地理学論文）
- 八久保厚志（1984）「近代酒造資本の形成期についての一資料」法政大学地理学集報 13。
- 八久保厚志（1986）「明治期における熊本県酒造業の展開—近代酒造業の基本的性格に関連して」—法政地理 14。
- 八久保厚志（1988）「近代酒造業の類型化についての一試論—会津酒造業の事例」法政大学 大学院紀要 20。
- 八久保厚志（1994）「大正期における会津酒造業の市場展開—東京市場進出過程を中心に—」経済地理学年報 40-2。
- 八久保厚志（1996）「球磨焼酎産地の形成と市場変化—近在型工業の成長と存立基盤変化—」法政地理 24。
- 八久保厚志（1998）「焼酎産地の形成と企業行動」法政地理 28。
- 松井久美枝（1980）「伏見酒造業の展開—19 世紀中期より 20 世紀初期にかけて」研究年報（奈良女子大学）23。
- 中山進（1979）「秋田県湯沢市における酒造業・製材工業の地域的展開（明治期～昭和初期）」東北地理 31-3。